告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十七年十一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

熊谷小川秩父線	路線名
地先まで地先からという。	供用開始の区間
平成二十七年十一月二十七日	供用開始の期日
平成二十年十月三日付け埼玉県東松山県土整備事務所 長告示第一三〇号で変更した道路予定区域の供用開始 である。延長三〇五・二一 メートル。	備考